

古琉球先島の租税制度（覚書）

たいら かつやす⁽¹⁾
平良 勝保

はじめに

かつて、安良城盛昭氏は、人頭税の起源は古琉球にさかのぼると、古琉球の租税制度と近世の租税制度の連続性を指摘した⁽²⁾。従来の研究では、多くが「御財制」や「御当国御高並諸上納里積記」（以下「里積記」と記す）に「頭懸」の起源と記される1637年をもって人頭税の起源としているのであるが⁽³⁾、安良城氏はこの「御財制」や「里積記」の記述は「首里王府から宮古島に貢租を賦課する基準の変化を意味しており、現実に貢租を負担する村内のレベルでは、寛永一四年以前の古琉球の時代からずっと人頭税的に負担していたと考えられ」（傍線は引用者、以下同）と述べ、「村内レベル」の徴収のあり方こそが人頭税の起源を考えるうえで重要な視点であることを指摘した⁽⁴⁾。この「村内レベル」の視点の「発見」は、従来の研究が租税の問題を王府対先島という視点からしか見ておらず、直接搾取される民衆に視点をむけることがなかった、という研究史の弱点を衝く発見であった。

しかし、古琉球の制度が全くそのまま近世にもちこまれたわけではない。村内レベルの賦課方法に古琉球からの連続性が認められたとしても、先島と王府という関係でみるならば「賦課する基準の変化」があり、村内レベルにおいても労働力の徴発（「労働地代」）が生産物の徴発（「生産物地代」）へと転換していく過程もあった⁽⁵⁾。筆者は、近世琉球の租税制度は、古琉球の遺制を根強く残しつつも、石高制の導入にともない、多少とも変化を遂げたと考えている（この点については別稿を記す予定である）。また、安良城氏は近世琉球一円にもく人頭税が存在したと指摘しているのであるが⁽⁶⁾、他方で「人頭税的租税賦課が全てを規定し、土地が『間接の税地』となっている両先島では」⁽⁷⁾とか、「両先島に強固に存続した人頭税的租税徴集様式のうちに」⁽⁸⁾とも述べており、近世先島の租税制度の特質についても注意をはらっている。先島の租税制度の沖縄本島地域との同質性を追求することとあわせて、先島的特質を把握することも、重要な研究課題であ

ろう。

筆者は、安良城氏が問題関心を示しつつも多くを言及しなかった租税制度の近世以降の変遷、近世先島の租税制度の特質に問題関心を持っている⁽⁹⁾。近世先島の租税制度を理解するためには、古琉球の租税制度の把握が重要なポイントを握っているといわざるを得ないのであるが、しかし、古琉球の租税制度の実態は、先島のみならずよくわからない点が多い。本稿では、不十分ではあるが、近世先島の租税制度と先島的特質研究へのステップとして、古琉球先島の租税制度について素描を試みてみたい。

なお、本稿では「人頭税」という用語は、できるだけ使用しないつもりであるが、研究史との整合性を保つため、「人頭税」という用語を使う場合がある。その際は、<近世先島の租税制度>と読み代えていただきたい。従来の研究史が「人頭税」という用語を近世先島の租税制度という意味で使用しているからである⁽¹⁰⁾。世界史的概念として使用する場合は、<人頭税>と表記したい。

1 古琉球初期の先島と中山王府—交易と貢納—

「宮古島記事仕次」には、14世紀頃と推定される時期の租税の原初的形態として「其頃ハ諸味かうじを獻して、みつきものに備ふる世俗なり」とある⁽¹¹⁾。これは、租税というよりも、上下関係を表現する儀礼として「みつきもの（貢ぎ物）」が不可分であったことを示していると思われる。慶世村恒任が指摘している「一定の数量品目及び制度の」無い仲宗根豊見親以前の王府への貢納⁽¹²⁾も、この延長線上に位置づけられると思われる。地域共同体が国家的システムへと変化するとき、このような貢納のあり方が租税システムへと変化したのであろう。

慶世村恒任によれば、国家的租税システムへの変化は、仲宗根豊見親の登場を画期とする⁽¹³⁾。「忠導氏正統家譜」には、仲宗根豊見親が、弘治年間に「賦税を歛め、年貢に供え、使して民に知らせ—中略—役人を置き、諸村の丁（担税者）ごとに賦数を定めせしむ」（原漢文、カッコ内は引用者）とある⁽¹⁴⁾。また同家譜には「弘治年間、本地（宮古島＝引用者）年貢の員数を定め、且つ蔵許一軒・仕上世蔵・船手蔵迄造営せしむ」ともある⁽¹⁵⁾。慶世村の宮古における組織的な租税徴発は仲宗根豊見親の登場が画期をなすという説は、この記述を根拠としている

のであろう。しかし、その実態は不明である。

蔵元対王府関係ではどうであろうか。今のところ、古琉球において王府が先島の蔵元に対し、担税者の人口を基準に賦課したとする史料は確認できない。しかし、王府への貢納はあった。その端緒は、与那覇勢頭豊見親の入貢である。『球陽』によれば、察度王41年（1390）に宮古・八重山が入貢したとあるが⁽¹⁶⁾、人物名は不詳である。同45年条には「洪武年間」の出来事として与那覇勢頭の入貢が記されている⁽¹⁷⁾。「白川氏正統家譜」は、これを洪武23年（1390）のこととしている⁽¹⁸⁾。以後、先島と王府の関係が始まるのであるが、この関係はいかなる関係として整理できるのであろうか。

「白川氏正統家譜」は、「洪武二十三年寅方に指し向い、直に中山に到る。方物を貢ぎ、以て臣と称す。是、中山に通ずるの始め也。時に、察度王深く嘉し、遠来の誠を賞して品物を賜い、封じて一島の主長と為す。是より毎年入貢、上国して観光し、粲然として旧俗改変す」（原漢文）と、与那覇勢頭豊見親の入貢の様子を記している⁽¹⁹⁾。この入貢について、稲村賢敷は「いわゆる朝貢ともいうべきもので、諸島は中山に対して事大の礼儀をつくすと共に、その積載品は那覇の市場で交易して通商上の利益を納めるための関係であった」⁽²⁰⁾として、貢納といっても一種の関税的なものであった解釈している。卓見といわねばならない。すなわち、定期的継続的な貢納ではなく、先島から通商のために那覇に赴かないかぎり貢納の義務は生じなかったと思われ、先島は中山王府に対し相対的独自性を保持していたと思われるのである。

ところで、「白川氏正統家譜」には、王府は与那覇勢頭豊見親を「封じて一島の主長と為」した、と記されている。しかし、宮古の史料を見るかぎり、与那覇勢頭豊見親が宮古全域を支配する主長になったとは考えにくい。この点について慶世村恒任は、次のように述べている⁽²¹⁾。

それで実際に於ては宮古全島の中山服属と見ることは出来ない。与那覇一族の中山附庸と見るのが妥当であらう。此の頃の統治権はやはり目黒盛一族にあったことは確かで、其の一族の「島の主長」の職は実際に基づき、与那覇一族の「島の主長」は中山の命令に依るものであつた。

慶世村は、目黒盛が宮古島の統治権を握っていたかのように記しているが、慶世村が依拠した史料である「宮古島記事仕次」などの史料からは、その支配地域は城辺地域までは至っておらず、目黒盛は平良地域の支配者に過ぎなかったと思われる。後述するように、当時の宮古は統一した社会を形成するには至っていない。いくつかの勢力のうち最大の有力者が目黒盛であったと思われる。では、なぜ与那覇勢頭が中山入貢を果たし得たか。それは、彼の「勢頭」という呼称が示す通り「船頭」すなわち航海技術の保持者であったからである。与那覇勢頭の中山渡航は、琉球が明の冊封体制に組み入れられた（1372年）後であり、察度王が明の冊封システムに倣って周辺離島を同様なシステムで支配しようとしていた時期に、偶然に重なったため、与那覇勢頭は進(朝)貢貿易の当事者として交易権を認められたと思われる。

1390年には、先述のように八重山の主長も入貢している。しかし、八重山の主長は、交易権を認められた形跡が無い。これは、与那覇勢頭の交易権が宮古と八重山すなわち先島を代表する交易権であったことを示していると思われる。この<琉球版冊封交易>ともいえるような交易システムを「公貿易」と呼ぶことにしたい。しかし、公貿易の以外にも交易があった。これを「私貿易」と呼ぶことにする。高良倉吉氏は、古琉球国家における首里と那覇の役割を首里のパレス的機能と那覇のポータ的機能に分けているが⁽²²⁾、「公貿易」はパレス的機能との交流を含む交易であり、「私貿易」はポータ的機能の中で完結する交易ではなかったかと思われる。「私貿易」は、極論すれば物だけの交易であり、「公貿易」は「観光（文化を視察）」すなわち文化（技術や知識）を含む交易であったのではないだろうか。八重山も独自に交易があったと思われるが、八重山には与那覇勢頭のような人物がいないのであり、それは「私貿易」と位置づけられると思われる。

この公貿易権は、与那覇勢頭の孫大里恵幹に継承され（嫡子泰川大殿は病気で任務が果たせなかった）、さらに成化年間（1465年～87年）その嫡子恵照と空広（仲宗根豊見親）に継承された⁽²³⁾。しかし恵照は、空広と共に交易権の継承を中山から認知された帰途、久米島で病死した⁽²⁴⁾。中山に対する交易権は、空広（仲宗根豊見親）一人のものとなったのである。仲宗根豊見親はアカハチ・ホンガワラ事件⁽²⁵⁾に際し、宮古勢を統率するとともに中山軍を八重山まで導き、宮古の頭に任じられているが⁽²⁶⁾、仲宗根は交易権を有していたがゆえに有力者に成長した

のであり、また中山の琉球統一事業をいち早く察知し、中山に協力することになったと思われる。

私貿易の実態を窺うことのできる史料をみてみたい。「宮古島記事仕次」には、宮古島久場嘉城（宮古島の西南部）の一人娘に「普門好善」（フモンコゼまたはコージンミガガマともいう）が、琉球人玉城との間に子を設けたことが紹介されている⁽²⁷⁾。琉球人玉城は「我おやけ（金持ち）なれば両島（宮古・八重山）に航する」とあり、商人であったと思われる、平良を窓口としない交易の存在を窺わせている。この伝承の年代について稲村賢敷は、「普門」という呼称に着目、『琉球国由来記』と『琉球国旧記』に轡轡を伝えたと記されている鹿児島人鮫島六良兵衛⁽²⁸⁾ではないかと推定し（鮫島は普門寺付近に住み宮古女を娶った）、1460年頃のことであろうとしている⁽²⁹⁾。また「宮古島記事仕次」には、新里村（宮古島の中南部）の「お船の親」という人物が琉球（沖繩本島）からの帰途、「あふら」という南の島へ漂着した話も収録されている⁽³⁰⁾。これも、交易の帰途の遭難と解される。

さらに、『李朝実録』の「燕山君日記」には、この時期の交易・貢納を示す史料がある。弘治10年（1497）、多良間島から中山王府に向かう途中、朝鮮の齊州島に漂流した時の記録である⁽³¹⁾。

〔壬午〕禮曹啓すらく、濟州の漂泊人を東平館の倭の四郎三郎に示すに、則ち曰う。俺昔父に隨いて琉球に往返すること、今已に二十餘年、此輩の服色は、正しく是琉球人なり。一中略一居所の処を問うに十人答えて云う。補<彌=引用者による補訂>也求他羅麻時麻（宮古多良間島=引用者）、倭語にて島を謂うに「時麻」と爲す。此島琉球國に属す。濟州に來泊の由を問うに、答えて云う。船に乗り海に入るに、飄風により來泊す。其の言いて指向する所の処は、解聽するを得ず。載船の木稻の出处を問うに、皆答えて云う。此物は、本島の所産に非ず。琉球自り還る時の乏しき糧として也麻老風加音島に到り、衣服をもって買ひ來る。一中略一仍て質問せしむるに、則ち答えて云う。我が島は紅花を多く産す。困りて、貢を琉球へ輸す。回還の時、風に値い、漂流す。然れども、語音不明にして、未だ解聽を得ず。（原漢文）

この記録には「我が島は紅花を多く産す。因りて、貢を琉球へ輸す」とある。多良間島は、中山に「貢」を納める関係であったことを示している。これは、先述のように、定期的・義務的な貢納関係を示しているのではなく、<紅花を多く産する>という前文を受けており、交易関係と見られ、「貢」とは一種の関税あるいは港の利用料的な通行税を示していると思われる。この船は、多良間島から直接王府に向かっていることに着目しなければならない。

これらの伝承や記録は、仲宗根豊見親が宮古で覇権を確立する1500年以前の出来事である。古琉球初期には、平良地域の与那覇勢頭の係累あるいは仲宗根豊見親らの「公貿易」のルートだけでなく、宮古の各地域を起点とする沖縄本島地域との交易、すなわち「私貿易」のルートがあったことを示している。同時に、宮古の各地域の共同体は統一的な社会を形成するに至っておらず、「公貿易権」の存在にもかかわらず、各地域はそれぞれ相対的独自性を保持していたことを示している。それはまた、先島の王府に対する相対的独自性でもある。先島が琉球文化圏に属していたことは明らかであるが、当時は中山王府の版図の枠外にあった⁽³²⁾。したがって、この時期の先島からの貢納は、関税的な貢納であったと思われる。義務的な貢納関係が成立するのは、アカハチ・ホンガワラ事件によって、先島が王府の版図に組み入れられてからであろう。

2 古琉球租税制度の概要

古琉球先島の租税制度の問題を考える前に、古琉球全体の租税制度について概観してみたい。

真境名安興は、古琉球の税制について、次のように述べている⁽³³⁾。

沖縄の上代には田地に対する定まりたる賦税なく唯国に必要ありて納税を命ぜらるゝときは、各人其頭の周囲を測りて之れを定尺とし、其長さにて稲稿を束ねて一束とし、各々一束の稲稿を貢納せしめたりしが、後年に國中男女とも毎年此一束を以て定貢としたりといへば、今日の所謂人頭税なりしなるべし。

混效験集「かまへ」、貢物のことと説明し其例証に「かみの下かまへ、つて、みおやせ」といふオモロの文句を引用し且つ附説して曰く「むかしは、つかか

なひと申して人の頭の程に稲一たばり（束）づゝ上納有りたるよし也」とせり。即ち「つかかなひ」とは一束貢稻といふ意なり。或は曰く、英祖王の即位二年即ち弘長元年（皇紀一九二一年）に至りて始めて全国の耕地を調査し、田畑に対する租額を定め、田租は稿付の稲、畑租は稗付の粟を徴収し此地租を「みかまへ」と名づけたりと。

真境名説の前半は、引用文でも紹介している『混効験集』⁽³⁴⁾と「おもろさうし」巻8-446の原注⁽³⁵⁾を根拠にしているのであろう。後半部の「英祖王」の事績として説明しているのは、『中山世鑑』⁽³⁶⁾『中山世譜』⁽³⁷⁾『球陽』⁽³⁸⁾の記事に依拠しているのであろう。しかし、古琉球の租税制度について説明するも、穀物の徴発という観点からのみ説明し、労働力の徴発については視野に入れていない。

安良城盛昭氏は、労働力の徴発も租税の形態の一部であるという観点から、次のようにのべている。

< A > 論文⁽³⁹⁾

未詳な部分が多いが、「つかかない」と称する生産物地代と「すかま」と称する労働地代が併存し、いずれも人頭税的に取りたてられていたと考えられ、琉球本来の租税徴集様式が人頭税的なものであったことを推測せしめるが、この徴集様式は、旧慣租税制度のうちにも根深く引き継がれており、旧慣租税制度の琉球的特徴となっている。—中略—同様に、宮古島の上納は、寛永二（一六二五）年以後は代掛地租で、寛永一四（一六三七）年から人頭税となったと伝えられている史実も、やはり、首里王府から宮古島に貢租を賦課する基準の変化を意味しており、現実に貢租を負担する村内のレベルでは、寛永一四年以前の古琉球の時代からずっと人頭税的に負担していたと考えられ、この点は島津の琉球征服以前の万曆二三（一五九五）年の宮古島の下地の大首里大屋子宛の辞令書によって確認されるところである。

< B 論文 >⁽⁴⁰⁾

人頭税の起源はというと、はるかな古琉球の時代にさかのぼります。つまり島津が沖縄を征服する以前の古琉球の租税の徴集様式が、人頭税的であったら

う、と考えられる様々な証拠があるのです。たとえば、宮古島の下地の大首里大屋子にあてた万暦二三（一五九五）年の辞令書にも「すかまくちたわら」という人頭税的賦課がすでに存在しており、従ってその起源は、『沖縄県旧慣租税制度』が指摘するような一六三七年に始まるものでは決してないのであります。

安良城氏は、A論文では古琉球の租税のなかに「すかま」という「労働地代」＝労働力の徴発があったことについて言及しているが、具体的には言及していない。B論文では下地の大首里大屋子宛の辞令書を示しつつ、「『すかまくちたわら』という人頭税的賦課」があったことを指摘しており、「すかま」または「すかまくち」だけ切り取って引用するのではなく、明確に「すかまくちたわら」と引用している。文脈的にみても、従来の<粟・米（生産物）の徴発のあり方が人頭税制になったのは1637年に始まる>という説を批判する形をとっており⁽⁴¹⁾、安良城氏は、下地の大首里大屋子宛の辞令書の「すかまくちたわら」を「労働地代」と考えているのではなく、「生産物地代」と考えているように思われる⁽⁴²⁾。安良城氏は、「労働地代」としての「すかま」を下地の大首里大屋子宛の辞令書の「すかまくちたわら」に続く「又一年になかこはらのわくこな一人か三すかまつ、又しよりの大やかまきりのわくこなひとりか一すかまつ、給候」という記述から発見したと思われる。筆者も基本的には上記の規定を労働力の徴発規定＝「労働地代」と認める立場である⁽⁴³⁾。

安良城氏が人頭税古琉球起源説の根拠とした「下地の大首里大屋子宛の辞令書」は、高良倉吉氏によれば、「得分規程型」の辞令書である⁽⁴⁴⁾。高良氏は、得分規程型の辞令書に基づき、古琉球の耕地区分と租税について、次のように述べている⁽⁴⁵⁾。

- ②耕地に真人地、掟地、殿原地、里主所、ノロクモイ地（ただし、表現としては登場しないが）などの区別があり、その面積はカリヤ・マシ、ヌキ・オホソなどの単位で表示され、また、その所在は原名によって指示されたこと。
- ③「おやみかない」、ノロのカナイ、里主のカナイ、掟のカナイ、四五ヌキのカナイといった貢租賦課が右の耕地にかかっていたこと。

—中略—

右の点から、今帰仁間切においては、間切・シマを基本単位とする役人組織があり、これに付帯してシマレベルでは実際の耕地を名目によって区分・特定し、区分・特定された耕地に基づいて役人の得点を給与としたり、貢租賦課を設定したりする方式がとられていた、というおよその状況を知ることができる。

また、古琉球の貢租の内容について、次のように述べている⁽⁴⁶⁾。

「かない」という言葉は、古琉球においては貢物、貢租を意味し、近世琉球あるいは近代沖縄では小作料の意味で用いられたものであるが、右の辞令書の用例では貢租に近い意味で使われている。辞令書には他に「みかない」「いろ／＼のミかない」「おやみかない」という用例があり、敬称辞「み」＝御、接頭美称「おや」＝親の付く「かない」とこれの付かない「かない」とに区別されていたようである。「いろ／＼のミかない」のうち、「みかない」＝「おやみかない」はおそらく国王＝王府への貢租だと見られ、「おきて」カナイはシマ名の掟あるいは三員の間切掟への貢租、「のろ」カナイはノロへの貢租、「四十五ぬきかないの大おきて」は四五ヌキの畑地からの貢租を得る大掟職の意味であろう。「さとぬし」カナイは里主という地位にある者への貢租という意味だと思われる。

高良氏は、間切・村レベルからのカナイの所得方式については、具体的に触れていないが、読谷山掟が国頭の安田に給地を授けられていることに着目して「実際には安田のシマ人の手で耕作され、その収穫を所得する方式をとったものと推察される」と述べている⁽⁴⁷⁾。これは、遠隔地における給地の場合の所得方式の説明であるが、間切・村レベルの給地でも「シマ人の手によって耕作され」たと思われる。すなわち、給地とカナイという得点には、「シマ人」を使役する権利を含んでいたと解釈できると思われる。使役する権利が明確に記されていないのは、耕地区分によって「シマ人」を使役する権利が周知の事実として定着していたためではないだろうか。

以上の古琉球の租税制度に関する研究にもとづき、筆者は古琉球の租税制度の

アウトラインを次のように解釈している。

在地の役人の給与は、王府機構を通して収奪した「ミカナイ」を再配分するという形ではなく、直接的な労働力の徴発によって保証されており、この場合、民衆にとっては、租税そのものは「生産物の徴発」ではなく「労働力の徴発」ということになると思われる。「真人地」にかかる王（王府）が直接収奪する租税「ミカナイ」あるいは「オヤミカナイ」（以下「ミカナイ」と表記する）は、「生産物の徴発」として位置づけられると思われる。「ミカナイ」には対応するたとえば〈国王地〉というような耕地区分は確認できない。高良氏が指摘するように「真人地をはじめ官人層・神女職所領の役地すべてにミカナイがかけられるのが原則であった」⁽⁴⁸⁾と思われる。耕地区分に「労働力の徴発」が暗示されていたとすれば、「真人地」には、「労働力の徴発」の暗示はなかったと思われる。

古琉球の租税制度について、陳侃の「使琉球録」（1534年）には、「王用ふる所の布帛、粟米、力役の征は、則ち暫く諸を民に取りて常ならざるなり」とあり⁽⁴⁹⁾、郭汝霖の「使琉球録」⁽⁵⁰⁾（1558年）、蕭崇業の「使琉球録」にも⁽⁵¹⁾、同様の記述がある。また、夏子陽の「使琉球録」には、「賦斂に至りては、稍々古人の遺法に寓す。上下各其の土を食し、他に誅求無し。惟々世々請封に及ぶに遇へば、則ち其の始めの日より即ち穀米、苧布を各山頭より派取し、豫め積貯を爲すこと數年、以て宴犒に供す。事畢れば乃ち止む」とある⁽⁵²⁾。これらの史料は、定期的な徴発は行われていなかったとしているが、すでに見てきたように、少なくとも労働力の徴発と穀物の徴発は制度化されている。これは定期的な貢納が量的に少なかったことを示していると思われる。同時に、古琉球の基本的な租税が、米・粟などの穀物の徴発、布などの特産物徴発、力役などの労働力徴発であったことを示していると思われる。

3 古琉球先島における労働力徴発と特産物徴発

(1) 労働力の徴発

「下地の大首里大屋子宛の辞令書」⁽⁵³⁾は、管見の古琉球辞令書では唯一の「シマ人」を使役する権利を明示した辞令書である。沖縄本島地域の場合でも、「シマ人」を使役する権利が認められていたとすれば、なぜ宮古の辞令書のみ在具体

的に記されたのか、考える必要があると思われる。宮古の場合、高良氏が古琉球に存在したと指摘する「真人地、掟地、殿原地、里主所、ノロクモイ地」（前掲）という耕地区分は確認できない。このような耕地区分は土地利用形態の表現であると同時に労働力の徴発のあり方も示している可能性がある。前掲「辞令書」の「シマ人」を使役する権利の具体的表示は、先島においては耕地区分が明確でないために、土地の給付とともに労働力徴発のあり方を具体的に辞令書で示す必要があったと思われる。いずれにしても、古琉球の辞令書を王府の租税史料として位置づけるとき、そこに労働力の徴発権を見ることが出来ると思われる。

労働力の徴発は、特に、古琉球先島の租税制度のなかでは大きな位置を占めていたと思われる。前掲「辞令書」には、土地の給付と労働力の給付が対になって給付されている。当時の役人は、給付された土地を給付された労働力で耕作し、そこからの生産物を実質的な給与としていたと推定される。同辞令書には、土地以外の得分として次のような記述がある。

- ① 七人のすかまくちたわら
- ② 一年になかこはらのわくこな一人が三すかまづつ
- ③ しより大やこがまぎりのわくこな一人が一すかまづつ

①の「七人のすかまくちたわら」は、労働力の徴発権を付与した規定であるのか、それとも生産物（穀物）の徴発権を付与した規定であるのかよくわからない。特定された〈七人〉の〈すかまくちたわら〉という隷属民を付与するという意味なのか、あるいは、特定はされないが庶民一般から〈七人〉分の〈すかまくち＝労働力〉を徴発する権利を付与するという意味で、〈たわら〉を未詳語とすべきなのか。それとも〈七人〉の〈すかまくち＝労働力〉に相当する〈たわら＝俵＝穀物〉を徴発するという意味なのか、という問題設定が可能である。筆者は、今のところ「特定された〈七人〉の〈すかまくちたわら〉という隷属民を付与する」という意味ではないかと考えている⁵⁴⁾。なぜなら、〈わくこな〉には示されている徴発規定が〈すかまくちたわら〉にはない。これは人格的従属の状態を示していると思われる。

人格的に従属しつつ労働力が搾取されている形態は、「労働地代」という概念

や租税という概念で説明することが出来るのであろうか。辞令書によって身分関係が規定され日常的に労働力が搾取されるという関係をどのように説明すべきか、現在の筆者には分からない。

②は、〈なかこはら＝地名か？〉の〈わくこな〉という階層を1人に付き1年に〈三すかま＝3日労働をさせる〉権利を付与するという意味であろう。③は、下地間切の〈わくこな〉階層を1人に付き1年に〈一すかま＝1日労働をさせる〉権利を付与するという意味であろう。すなわち、②と③は、労働力の徴発規定といえる。ところで〈わくこな〉という階層とは何であろうか。今のところ不詳であるが、「八重山島年来記」の1628年条に収録されている「掟」には、「上中下」の男女に「公役」を申し付けている条文がある⁽⁵⁵⁾。この「掟」は、安良城氏が1637年以前に人頭税が存在したことを証明した史料でもある。「掟」には、人を単位として納税額が示されており、人頭税が1637年以前に遡ることを示している。同時に、人のランクが「上中下」で示されている。人頭税は人を上・中・下・下々の四ランクに分けており、このランク付は1659年の喜屋武親方の仕置に始まるとされている⁽⁵⁶⁾が、その以前に「上中下」というランク付があったことを「掟」は示している。あるいは、古琉球には、納税者のランクを上・中・下という抽象的な呼称でなく、具体的な呼称が3つあり、その1つのランクの呼称が〈わくこな〉であったのではないだろうか。

従来の人頭税研究史においては、〈穀物と反布を頭懸けで賦課する〉という意味で人頭税という用語を使用していると思われるが、前述のように考えるならば、②と③は労働力の徴発権を規定したものであり、〈人頭税1637年起源説〉批判の根拠とした一角が崩れることになる。労働力の徴発は、租税徴発の一形態であることは明らかであり、近世の「頭懸」という概念（近世用語としての「頭懸」は穀物・反布を徴発する手法をさしている）とは別次元のものである。しかし、労働力の徴発こそまさに人を単位として把握される租税の最たるものであれば、世界史的抽象概念としての〈人頭税〉には該当するであろう。「人頭税」をまさに世界史的抽象概念として使用するならば、労働力の徴発権を付与する規定を示しつつ、〈人頭税〉の古琉球起源説を展開することは論理的に矛盾はない。

古琉球における在地の役人の労働力の徴発を同時代史料として証明できるのは、「下地の首里大屋子宛の辞令書」だけであるが、近世史料には、このよう

な古琉球先島の労働力の徴発のあり方を類推できる史料がある。

「宮古島記事仕次」には仲宗根豊見親が「庄園に行て奴僕を下知」する様子が記されており⁽⁵⁷⁾、また「八重山の慶来慶田城由来記」にも平久保加那按司が村人を「下人之様に召使、米・粟作り立」ていたことが記されている⁽⁵⁸⁾。「おゑか地」と「すかま」の原形であろうか。

近世の記録であるが、「河充氏正統家譜」の万暦41年（1613）条にも「三苧（カリヤ）田、百貫畠」の土地と「五人スカマクチ」の給付が記され⁽⁵⁹⁾、また「向裔氏家譜」万暦43年条にも「二百六十貫」の畠と「供夫三人」の給付があったことが記されている⁽⁶⁰⁾。筆者は、1628年頃までは、古琉球的な租税制度が機能していたと考えており（後述）、これらも、古琉球の遺制であろう⁽⁶¹⁾。「御嶽由来記」にも大安母に「御扶持方」として「御免夫」男女四人づつと「三かや」から「四かや」程度の田が給されていたことが記されている⁽⁶²⁾。この制度は、康熙17年（1678）に改定され、扶持として「米壹石」を支給する制度に改められている⁽⁶³⁾。

先島対王府との関係では、先島からの直接的な労働力の徴発はあったのであろうか。この点については、1546年の「添継御門の南のひのもん」に、「おくとより上、ミヤこやへまのおゑか人、大小の人々そろて、御石かきつミ申候」とあり⁽⁶⁴⁾、古琉球には先島からの労働力徴発があったことが分かる。さらに年代は遡るが、尚真王代に仲宗根豊見親が浦添の経塚付近の道路工事を拝命し、人夫をつれて上国し、「宮古井」を開鑿したという伝承もある⁽⁶⁵⁾。これはごくかぎられた史料（伝承）であり、臨時的にのみ徴発があったのか、また継続的なものであったのか、よく判らない。しかし、臨時的であったにせよ、先島という海路三百キロメートルも離れた地域から、しかも搬送の困難な労働力（人間）を徴発するということは、古琉球の租税体系のなかに、いかに労働力の徴発が大きなウェイトを占めていたかを示していると思われる。

古琉球における先島からの定期的な労働力の徴発は、今のところ確認できない。しかし、近世の「薛姓家譜」1654年条に、次のような記事がある⁽⁶⁶⁾。

爲宮古在番、一中略一、俱将赴于彼島之時、三法司吩咐曰、御分國中百姓正夫一人一箇月五度夫遣也、然、宮古島者依遠境夫遣過半相滯、仍以、右未進夫爲公儀可肝入之旨承之、次年二月上旬到彼島、以未進夫不怠耕作而、上納米三十七斛、

粟六百斛、胡麻三十五斛公庫。

筆者の問題関心に即して要約すると、<琉球の百姓はすべて正頭一人につき、一ヶ月に五度夫遣いであるにもかかわらず、宮古島は遠海の島であることを理由に、夫遣いの過半が滞っている。三司官の指示を受け、未進夫で耕作させ、上納米37石、粟600石、胡麻35石を収納した>となる。この史料からすると、原則的には、先島も五度夫の徴発があった、と解釈できる。しかし、この五度夫が沖縄本島地域まで出向く夫遣いであったのか、それとも宮古島内での夫遣いなのか、よく分らない。しかし、いづれにしても、「公庫」す、とあることから、王府への貢納であり、原則的には、沖縄本島地域へ出向く夫遣いであったと思われる。であるならば、これも古琉球的な遺制であろう。しかし、家譜の記録であり、同時代史料ではないことから、周辺史料による検討が必要である。ここでは、在地の役人レベルによる労働力の徴発のみでなく、原則的には宮古も王府レベルの労働力徴発体系に組み込まれていた可能性があることを指摘するにとどめたい。

(2) 特産物の徴発

「琉球往来」には、古琉球の各地からの貢納物が次のように、記されている⁽⁶⁷⁾。

諸嶋斂ノ帳

都船十八艘。上布。下布。麻紵。船ノ黒綱。

彌間船十艘。純白米。麥

古米船九艘。綿。粟。黍

喜界船五艘。純精米。稗。蕎麥

大島船廿艘。御殿造ノ具。山升。茸麩米

宮古からの貢納物は布が中心であり、八重山からの貢納物は米が中心である。宮古には米が作れないため、布が中心になったと考えられるが、麦作の条件は宮古も八重山も変わらないであろう。古琉球の貢租が基本的に穀納であったとすれば、麦など畑地からの産物が貢納物のなかになければならないと思われる。そのようになっていないのは、王府の基本的な要求が穀物でないことを示している

思われる。先述の「李朝実録」の多良間島漂流民の記録にも「我が島は、紅花を多く産す。因りて貢を輸す」とある。「琉球往来」の史料からは沖縄本島地域の貢納物はわからないが、周辺離島からの貢納物は、実に多くの種類があったことがわかる。しかも、各地からの貢納物に重複がない。これは、王府が産地を特定した徴発を行っていたことをあらわしているのではないだろうか。王府は、首里を中心とする王侯貴族の需要と対中国貿易の必要に応じて、産物を特定して徴発していたと思われるのである。これらの貢納物は元来交易品から転化したため、そのようになったのであろう。

宮古島からは布が主な貢納品であったと思われる。前述の多良間島漂流民の記録にも、米を「也麻老風加音島」（八重山のある島と思われる）から「衣服を以て買ひ来る」とある。

布の貢納物としての起源は、万暦11年（1583）、下地親雲上の妻稲石が王府へ「綾錆布」を献上したことに始まるといわれる。これは、「栄河氏家譜」の記事⁽⁶⁸⁾を根拠にしていると思われる。しかし、「薩琉往復文書案」には、万暦5年（1577）の琉球国から島津氏への献上品のなかに「太平布、百端」が見えている⁽⁶⁹⁾。「栄河氏家譜」は近世中期以降の成立であり、1583年という比定年は検討する余地がある。あるいはまた比定年が遡る可能性もある。下地親雲上の妻稲石の「あやさび」布の献上以前に、宮古の布は高い評価を得ており、貢納品となっていた可能性が高い。太平布は、その後しばしば島津氏への献上品として登場する⁽⁷⁰⁾。「太平布」とは、宮古・八重山産の布を指していると思われるが⁽⁷¹⁾、しかし、宮古産の布が大部分を占めていたと思われる。「琉球往来」の記事が八重山からは米が中心であり、宮古からは布が中心である、ということが第一の理由である。第二に、蕭崇業の「使琉球録」（1579年）に、太平は「男女頗る耕織す」とあり⁽⁷²⁾、また夏子陽の「使琉球録」（1606年）にも「獨り太平一帯のみ布米を貢献すること多し」とある⁽⁷³⁾。これは、久米島を含む離島を比較したうえでの記述である。この記述を、「琉球往来」の記事と照らし合わせて検討すると、八重山は米が特産であり、宮古は布が特産であった可能性が高いと思うのである。古琉球期に八重山でも、布が織られていたことは『李朝実録』（1479年）に「苧を織りて布を為る」（与那国）とあり⁽⁷⁴⁾、確認できる。多良間島でも「其の俗、苧布を用ふ。藍を染め□て衣を為る」とあり⁽⁷⁵⁾、沖縄本島でも「庶人は皆、白苧衣を著す」とある⁽⁷⁶⁾。

苧を原料とした布は、琉球全域で織られていたのであろう。しかし、八重山の布は「琉球往来」にも記録がなく、イナイシの布献上というようなトピックもない。すなわち、古琉球期の八重山には、交易品としての布に関する史料がほとんどない。おそらく八重山には、島津侵入以後、宮古からの技術移転によって布の貢納物化政策が展開されたと思われる。『球陽』尚寧29年条（1619）に「宮古・八重山、績織の房を創建す」という記事があるが⁽⁷⁷⁾、これが契機となったのではないだろうか。

穀物の徴発は、「琉球往来」に八重山から米と麦がある。しかし、宮古からは交易品あるいは貢納物としての穀物の存在を確認できない。

薩摩は、琉球入り（1611年）の後検地を行い、琉球の石高を決めた直後、米などの穀物を徴発するのではなく、「はせを布三千反」「唐苧千三百斤」「上布六千反」「綿三貫目」「総百房まなし」「くろ綱百房まなし」「筵三千八百枚」「牛之皮式百枚」「下布壺万反」を徴発している⁽⁷⁸⁾。

この薩摩の徴発は、「琉球往来」に記されたものと、穀物類を除けば上布・下布・唐苧・黒綱・綿が一致し、一致しないのは御殿造ノ具と山升のみである。御殿造ノ具は薩摩に必要なものであり、山升（山椒）も大量に徴発するには馴染まないものであろう。古琉球国家は、穀物を基本とした徴発体制をもっていなかったと思われる。薩摩は米を中心とした穀物類を徴発したかったのであるが、当面の徴発として、王府の特産物徴発のなかから薩摩への上納物を選定し、要求したのではないだろうか。王府は、在地の役人には土地と労働力を付与しその結果としての生産物を給与としている。王府の直接の徴発は首里在の王侯貴族の需要と対中国貿易の必要に応じて行われていたとすれば、王府の当時の徴発体系のなかでは薩摩の要求を満たしきれなかったのであろう。

「八重山島年来記」所収の1628年の「掟」には、「から苧」、「胡麻」、馬の「尾」、牛の「皮」、「くち（じ）らのふん・白ふん」という特産物的な徴発と、「追立夫」などの徴発が記されている⁽⁷⁹⁾。徴発品目に着目すると、米（あるいは粟）・麦という石高制原理に基づく徴発ではなく、古琉球的な特産物徴発といえよう⁽⁸⁰⁾。

また、「御財制」の「宮古島上納」の項には次のような記述がある⁽⁸¹⁾。

一ふくろ筵 百五枚

一あたん葉蕙 百壹枚

一角俣 五百貳拾四斤百四拾八匁五分貳り

一天啓五乙丑年物成究帳、浮得定納と□（有カ）之、以来其筋ニ上納仕来候。前代ハ員数多少有之候。被定置候訳ハ不相知候。康熙四拾九庚寅年、奥武親雲上相しらへ申上候通被仰付置候。新規模帳ニハ貳度夫ニ而相調候筋ニ被定置、于今其通ニ而御座候。

この記事は、意味が解しにくいのであるが、康熙49年（1710）以前には、「ふくる蕙・あたん葉蕙・角俣」などの貢納があったことが確認できるであろう。「八重山島上納」の項にも、「黒繩」「ミ、くり」が記され、「宮古島上納」同様の説明が記されている⁽⁸²⁾。これも、古琉球的な徴発の一端を示していると思われる。

さらに、宮古の「雍正旧記」（1727年）には、「島中有物の事」として、次の物が記されている⁽⁸³⁾。

一紺島布之事	一上布・下布之事
一牛・馬・羊之事	一蘇鉄之事
一あたんは蕙之事	一ふくる蕙之事
一白菜（藁）・角俣之事	一木綿花之事
一土かめ之事	一海馬之事

「八重山島旧記」（1727年）にも、「土産之類」が記されている⁽⁸⁴⁾。「八重山島旧記」の記載品目は詳細で多いので、宮古との共通点だけ指摘する。布の類、「白菜（藁）・角俣」、蕙の類、「海馬」、焼き物の類を共通点として指摘できる。ちなみに、「御財制」に記される品目は、宮古の「雍正旧記」の「島中有物の事」のなかに含まれている。八重山の場合も、「ミ、くり」が含まれ、「黒繩」も「黒次繩」と同じと考えられる。

これらは、18世紀初頭の先島の特産物ともいうべきものであるが、「御財制」の記事とかねあわせて考えるとき、このような特産物の徴発は、古琉球国家の徴発に淵源があると思われる。

安良城氏によれば、「石高制が、農村における自然経済的条件を基盤に、かつ、

米・大豆という兵糧調達手段に限られた、戦時非常時的な年貢制を伴って、近畿地方とその近国に先ず成立しえたのは、年貢米を換金しうる都市の市場が、近畿地方を中心に既に存在していたからであ」った⁽⁸⁵⁾。穀物を売り捌く市場が成立していない古琉球においては、穀物が一般的等価物（媒介手段）として機能せず、穀物を販売して商品や労働力に切り替えることができなかつたと思われる。古琉球においては、穀物一辺倒の徴発は成立する条件がなかつたと考えるべきであろう。穀物は、非生産者である一部の王侯貴族の需要を満たせば十分であり、沖縄本島地域からのミカナイで足りていたのではないだろうか。市場において、生活必需品を充分に入手し得ない社会においては、徴発もまた多様であつたのであろう。

むすびにかえて

古琉球先島の租税制度について述べてきたが、論旨を要約しつつ、若干の問題意識・課題を提起してむすびにかえたい。

国家成立以前の小さな地域共同体においては、労働力徴発や貢ぎ物という貢納があつた。小さな地域共同体は、抗争を繰り返しながら規模の大きな共同体へと成長するが⁽⁸⁶⁾、先島は琉球王府の先島侵攻（アカハチ・ホンガワラ事件）までは、統一的な権力を形成するには至らなかつた。これらの共同体は、独自に中山王府と交易を行い、関税的な貢納制が確立していた。先島からの貢納は、布を中心とした特産物の貢納であつた。八重山からは穀納があるが、沖縄本島地域のような耕地区分は存在しないのであり、これも特産物の一種に位置づけられると思われる。古琉球初期の先島は、琉球文化圏に属していることは明らかであるが、琉球王府の版図外であつた。交易に伴う貢納は、アカハチ・ホンガワラ事件によって、中山王府の版図に組み入れられることによって、租税へと転化した。貢租の徴発は、村レベルにおいては労働力の徴発が基本であり、対王府との関係では、関税的な貢納に起源があるため、特産物を中心とした貢納であつた。そうであつたがゆえに、先島は王府の高級役人の知行に組み込まれることなく、在地の役人の裁量権が高く間接的にしか統治し得なかつた⁽⁸⁷⁾。

石母田正は、「東洋社会研究における歴史的方法について—貢納とライオット地代—」と題する論文のなかで、『未開社会』におけるライオット地代の特徴は、

それが『貢納』tributeの形態をとるところにあった。『未開社会』から国家または『政府』が独立の権力として分離し、賦課基準などが多かれ少なかれ固定化し、統一化され、かつ制度化されるにしたがって、『貢納』は『租税』または『地租』に転化する」と述べている⁽⁸⁸⁾。古琉球先島の租税制度は、貢納から租税へと転換しており、きわめて「ライオット地代」と類似性がある。古代日本の租税制度とも類似性がある。山本弘文氏は、律令社会の租税のうち、「庸、調、雑徭、この三つは人頭税で」あったと指摘している⁽⁸⁹⁾。また大津透氏は、「日本の調制は、国造制下のツキ、ニへ制が残存していて、律令以前の貢納制の慣行をうけて、各地より直接に需要品を収取する全国的な分業体系に基づく租税収奪である」と述べている⁽⁹⁰⁾。「直接に需要品を収取する全国的な分業体系」は、古琉球国家にもいえるのではないだろうか。東洋社会や古代日本の租税制度との比較研究は、大きな課題だと思われる。

付 記

本稿は、もとは「第三回先島文化交流会議（人頭税廃止100周年記念シンポジウム）」（1994年8月27日・28日、宮古島）で報告した「近世的人頭税の起源」のために準備したノートの中の古琉球の部分である。当日の報告では、人頭税の古琉球からの連続性を認めつつも、近世的な転換があったことを強調した。しかし、古琉球の租税制度がいかなる租税制度であったかを十分に展開せず、近世的転換を強調することは、論理的に不十分であった。未熟な内容ながらも、本稿を草したゆえんである。長い間放置しておいたノートを再びよみがえらすことができたのは、ノートに目を通していただいた沖縄国際大学の来間泰男先生の有益なアドバイスを得たからである。記して深く感謝申し上げる次第である。

なお、先行研究者について、同時代の研究者については「氏」という敬称を用いたが、面識がなく、かつ故人となっている研究者に対しては、故人となった先人にふさわしい敬称どう表現すべきかまよったあげく敬称を略した。お許しを乞う。

注

- (1) 沖縄県立芸術大学附属研究所平成8年度共同研究員。
- (2) 『沖縄県史』別巻－沖縄近代史辞典－（1977年3月、沖縄県教育委員会）の「旧慣租税制度」の項（後に同氏『新・沖縄史論』沖縄タイムス社刊、1980年7月、に再録）及び「前近代の沖縄歴史研究をめぐる2、3の問題」（前掲『新・沖縄史論』9～12頁）。以下、安良城説については、『新・沖縄史論』によって典拠を示す。
- (3) 1637年起源説の主なものは、以下の通りである。
- ① 其後寛永十四年に至り宮古、八重山両島の人員を調査し、従来本島地方と制を同じうしたる貢租を改正し、人頭に割当て、徴税せり。是れ近代迄遺存せし所謂人頭税なり（真境名安興『沖縄一千年史』、初版大正12年、昭和40年松尾書店版、472頁）。
 - ② 税制を布してより百三十七年を経て、寛永十四年（皇紀二二九七）人員を調査し、従来の貢租を改正し人頭に割当て、粟の穀表を徴集した（慶世村恒任『宮古史伝』、昭和2年、123頁。旧漢字は新漢字に直した）。
 - ③ 寛永十四年（一六三七）には宮古八重山の人口を調査し従来沖縄本島と同様に石高に割当てて徴集した貢租を人頭に割付けることになった。これが宮古八重山での人頭税の始まりである（『八重山歴史』、1954年9月5日、八重山歴史編集委員会、130頁）。
 - ④ 『沖縄一千年史』によれば、「寛永十四年（一六三七年）、宮古、八重山両島の人口を調査し従来本島地方と制を同うしたる貢租を改正し人頭に割当てて徴税せり」（稲村賢敷『宮古島庶民史』、1972年、三一書房、289頁）。
 - ⑤ このような過程を経て、琉球王府は寛永十四（一六三七）宮古、八重山の人口を調査し、従来沖縄本島と同様に生産石高に割当てて徴収した貢租を、人頭に割付けて徴収することに制度を変えた。これが、宮古、八重山の人頭税のはじまりである（牧野清『新八重山歴史』、昭和47年、170頁）。
 - ⑥ 一紙目録が布達されるや、急速その翌十三年に両先島諸島の人口を調査し、そこに従来の地租税から両先島のみを切り離して、翌十四年には人頭税制の実施に踏み切ることとなった（喜舎場一隆「南島初期人頭税の周辺（一）」、『琉球大学法文学部紀要、社会編』、昭和49年、46頁）。同氏は、同様な趣旨を「南島初期

人頭税の周辺（二）」(『南島史学』第4号、1974年) および「南島人頭税の賦課方法について」(『南島地域史研究』、昭和59年) においても繰り返している。

⑦一六三六(寛永十三)年には宮古・八重山の人口を調査し、従来琉球本島と同様に石高に比例して一定の税率を以て納付していた貢租を、翌一六三七(寛永十四)年人口に割当てようになった。これが宮古・八重山島民を二百五十年余も苦しめた人頭税の始まりである(平良市史編さん委員会『平良市史』第1巻、1979年、152～153頁)。

- (4) 前掲『新・沖縄史論』、28頁。
- (5) 安良城盛昭氏は、「一七世紀前半期は、租税のうちにしめる労働地代＝夫役の比重が高く、特に、間切・村の両惣地頭・脇地頭の夫遣いが、農民経営を圧迫し農業生産の妨げとなったため、向象賢は『羽地仕置』を通じて、夫役の制限とその金納化をすすめ、開墾を奨励して仕明地の拡大をはかり、米を中心とする生産物貢租を確保する改革をおしすすめたー以下略ー」と指摘している(前掲『新・沖縄史論』、28頁)。また、豊見山和行氏の「近世両先島における夫役制の成立」(『地域と文化』3号) および「近世琉球における夫役制の成立ー沖縄本島地域を中心としてー」(『琉大史学』第11号)、里井洋一氏「向象賢路線理解のための『覚え書き』ー地頭抑制官僚化政策を中心としてー」(『地域と文化』4号)などを参照。
- (6) 前掲安良城論文。
- (7) 前掲『新・沖縄史論』、26頁。
- (8) 前掲『新・沖縄史論』、27頁。
- (9) 拙稿「私論・人頭税を考える視点」(『地域と文化』第73号、ひるぎ社、1992年)。
- (10) 「人頭税」という呼称・用語の問題点については、拙稿「『人頭税』の呼称と『頭懸』の起源」を参照されたい(『沖縄文化』第30巻2号、1995年9月30日)。
- (11) 『平良市史』第3巻(平良市役所、1981年)、79頁。
- (12) 前掲『宮古史伝』、122～123頁。
- (13) 同前、123頁。
- (14) (15) 前掲『平良市史』第3巻、341頁。筆者の解釈を明確にするため、読み下しで引用した。以下同。
- (16) 『球陽』読み下し編(昭和53年再版、角川書店)106頁。
- (17) 同前、108頁。

- (18) (19) 前掲『平良市史』第3巻、178頁。
- (20) 前掲『宮古島庶民史』、215頁。
- (21) 前掲『宮古史伝』、89頁。
- (22) 高良倉吉「琉球王国における拠点中枢機能の構造的覚書」（『環中国海の民俗と文化 第一巻、海洋文化論』、1993年、凱風社）。
- (23) (24) 『平良市史』第3巻、178頁。
- (25) いわゆる八重山のアカハチ事件について、本稿では、アカハチ、ホンガワラ二人説を採用する（高良倉吉『琉球の時代』、1980年、筑摩書房、を参照）。なお、筆者は、沖縄八重山文化研究会で、「宮古から見たアカハチ事件」と題して発表し、その要旨を『沖縄八重山文化研究会会報』41号（1994年11月20日）に発表したことがある。また、同タイトルで『城辺町史だより』第3号（1996年3月30日）に小論を発表した。
- (26) 前掲『球陽』、149頁。
- (27) 『平良市史』第3巻、83頁。なお、『上野村誌』30周年版（昭和53年、上野村役所）には、「好善ミガガマお嶽」の由来が紹介され、同趣旨の伝承が収録されている（250～252頁）。
- (28) 『琉球史料叢書』第1巻（昭和47年、東京美術）、133頁および同書第3巻、90頁。
- (29) 前掲『庶民史』、248頁。
- (30) 『平良市史』第3巻、81～82頁。同趣旨の伝承が、前掲『上野村誌』にも紹介されている（234～240頁）。
- (31) 『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成、李朝実録之部(5)』（昭和56年、国書刊行会）、1344頁。なお、嘉手納宗徳『李朝実録琉球史料』を参照したが、誤字・脱字があると思われるため、前掲書を典拠に筆者が読み下しにした。
- (32) 拙稿「野原嶽の変の歴史的意義」（『地域と文化』第81号、ひるぎ社、1994年）。
- (33) 前掲『沖縄一千年史』、468頁。
- (34) 外間守善編著『混効験集』（昭和53年再販、角川書店、99頁）には、次のように記されている。

かまえ

貢物の事

かみ下のかまえつてみおやせ むかしはつかかなひと申て人の頭の程に稲巻
たはりつゝ上納有たるよしなり

- (35) 仲原善忠・外間守善『校本おもろさうし』（昭和47年第3版、角川書店）、297頁。
- (36) 『中山世鑑』には、「景定元年庚申、御歳三十二ニシテ、踐祚有り。其明年ヨリ、自ラ四方ヲ、巡狩シ給テ、効周徹政、而正經界、均井地」とある（『琉球国史料叢書』第5巻、昭和47年、東京美術、27頁）。
- (37) 『中山世譜』には、「景定二年辛酉。徧巡田野。始正經界。均民力」とある（前掲『琉球国史料叢書』第4巻、34頁）。
- (38) 『球陽』の記事は、次の通りである（前掲『球陽』、101頁）。

天孫氏の世、田地に賦税すること有る無し。但国に一事有れば、索を以て人頭を廻し、定めて一尺と為し、以て稲米を束す。之れを名づけて一束と曰ふ。以て稲米一束を朝廷に貢す。後年に至り、国中の男女、毎年皆稲米一束を王に貢す。今番、王遍く田野を巡り、始めて経界を正し井地を均して、民をして力を田畝に尽くさしむ。

- (39) 前掲『新沖繩史論』、27～28頁。
- (40) 前掲『新・沖繩史論』、11～12頁)。ところで、なにゆえ「下地の大首里大屋子宛の辞令書」の得分規程を租税史料として位置づけることが出来るのであろうか。安良城氏は、この点について説明を行っていない。筆者も、基本的には安良城説を支持する立場にあるが、かつて、安良城説を無条件に指示する立場から報告をしたさい、そのような質問を受け、返答に窮したことがある。安良城説は、経済史に疎い筆者には難解であるが、安良城の人頭税の古琉球起源説と琉球一円説に対する批判は存在せず、今日では近世琉球史の定説となっている。安良城説を避けて人頭税の問題を語ることはできない。以下、なにゆえ「下地の大首里大屋子宛の辞令書」が租税史料となるのか、筆者の理解の根拠を示してみたい。

「下地の大首里大屋子宛の辞令書」は、発給者が王府（国王）である。であるならば、受給者は、王府の役人として位置づけられる。すなわち、役人の得分も、実質的には王府による収奪であり、本来なら＜民衆→村機構・蔵元機構（王府機構）→役人＞という形で、民衆からの徴発物が王府から役人へと再配分されるべきものであるが、辞令書においては、＜村・蔵元機構→王府機構→役人＞という手続きが省略され＜民衆→役人＞という形で得分を得ることになっている。したがって、直接的には在地の役人の収奪行為として行われる得分は、王府の行為として位置づけられると思われる。王府の役人としての地位に基づいて直接的に収

奪を許される故に租税でもあると言う筆者の見解は、安良城説と矛盾しないのではないかと考える。このような考え方に対しては、得点は王府が与える給与の一形態ではないか、という反論もあるかと思われる。たしかに、得点は給与としての側面を持っている。しかし、明確に給与という場合は、民衆からの収奪物が王府機構まで届き、これを再配分するという形になっていることが必要であろう。

- (41) 安良城氏が批判の対象とした説では、労働力の徴発は、租税の問題としては捉えられていない。すなわち、従来の説は、生産物（粟・米・布など）の人頭税的徴発が1637年に始まることを指摘したものと捉えられる。安良城氏が批判した従来の人頭税1637年起源説は以下のようなものである。

『沖縄県旧慣租税制度』

慶長検地以来、寛永十三年（1636年—引用者）迄ハ、時々藩庁ヨリ吏員ヲ渡航セシメ、實際ニ就テ土地ノ異動開廢ヲ視察シ物成ヲ究メ、本島地方ト同シク代懸ヲ以テ年々ノ納額ヲ定メタルモノナリ。而シテ、当時ニ於ケル反布ハ、税品トシテ取立テタルモノニアラス。藩王ヨリ注文買入ヲ為スノ姿ト為シ、其品質及反数ニ応シ、貢粟ト差引ヲ為サシメタルモノトス。然ルニ、寛永十三年人口ノ調査ヲ為シ、翌十四年ヨリ人頭ニ賦課スルコト、ナシタリ。（句読点、アンダーラインは引用者）

『沖縄県史』第21巻（1968年、琉球政府）、192頁。

喜舎場一隆「南島初期人頭税の周辺」（一）には、「頭数に対して穀物・反物が賦課された」（前掲『琉球大学法文学部紀要』社会編、47頁）とあり、同氏「南島初期人頭税の周辺」（二）にも「その間頭数に対して賦課した穀物・反物は」（前掲『南島史学』第4号、40頁）とある。さらに、同氏「南島人頭税の賦課方法について」にも、「頭数に対して穀物・反物を賦課する制度であった」（前掲『南島地域史研究』第一輯、136頁）とある。

- (42) 「すかま」「すかまくちたわら」とよく似た歴史用語に「スカマクチ」がある。この「スカマクチ」は、「河充氏正統家譜」の二世真饒の項（万暦41年＝1613年）に「三蒞田、百貫畑、五人スカマクチヲ給」とある（前掲『平良市史』第3巻、144頁）。豊見山和行氏は「近世琉球における夫役制の成立—沖縄本島地域を中心として—」のなかで、前掲「河充氏正統家譜」の記事を引用しつつ、「『五人スカマクチ』＝夫遣い権」としている（前掲『琉大史学』第11号、91頁）。また下地の大首里大屋子宛の辞令書の中に見える「すかまくちたわら」についても「スカマクチ」

- と引用しており、「すかまくちたわら」を、労働力の徴発規定＝「労働地代」と解釈していると思われる。高良倉吉氏も、労働力の徴発規定か生産物の徴発規定か、という問題については明確な回答を与えていないが、「すかまくちたわら」に相当する部分を「スカマクチ」と解説している（例えば、「古琉球辞令書とその形式」『沖縄歴史論序説』、三一書房、1980年、62頁、および『琉球王国の構造』、吉川弘文館、60頁）。また、黒島為一氏は最近、「このくすかまくちたわら」は、労働地代あるいは労働地代の代替物としての穀物とみなしうることから」と述べつつ「辞令書中には、労働地代＝夫役をあらわす言葉が、くすかまくちたわら」を含めていくつか存在する」と矛盾したコメントを述べている（「人頭税の起源と薩摩の琉球侵入」、『第3回先島文化交流会議－人頭税廃止請願100周年記念シンポジウム－』、同実行委員会、1994年、36頁）。黒島氏はくすかまくちたわら」を「生産物地代」でも「労働地代」でもよいと考えているようであるが、これをどう解釈するかは、「下地の大首里大屋子宛の辞令書」に基づいて従来の人頭税近世起源説を否定できるか否か、という重要な問題であると考えている。〈人頭税〉を正確に理解し、労働地代も人頭税の一環であると考えれば、人頭税の古琉球起源説はまったく正しい。また生産物地代の人頭割賦課のみに絞っても、「下地の大首里大屋子宛の辞令書」によっては十分に立証できないものの推定のレベルでは古琉球起源説は妥当であると考え（拙稿「『人頭税』の呼称と『頭懸』の起源」前掲）。
- (43) 筆者の記憶によれば、宮古では「すかま」は日中を意味すると同時に労働と同義に使用される。八重山でも、労働（仕事）の意味に使用されている（宮良当壮『八重山語彙』、東洋文庫、昭和41年再版、96頁）。沖縄本島地域においても借金の代償として労働を提供することを「シカマ」と称している（来間泰男ほか「近代沖縄農村におけるウェーキ＝シカマ関係」『南島文化』創刊号、1979年、沖縄国際大学）。しかし、近世期の史料では時間の概念として説明されており、労働あるいは労働力という認識は示されていない。『混効験集』によれば「四ツ時分」とあり（前掲書51頁）、時を示す概念として説明され、また「おもろさうし」の巻13の115原注にも「八ツ内はすかまといふ」とある（前掲書、509頁）。沖縄本島地域では、現在でも時間概念として用いられる場合が多いようである（中本正智「方角・日時一朝」『図説琉球語辞典』、1981年、力富書房）。筆者は、「下地の大首里大屋子宛の辞令書」の文脈に即して読むならば、「すかま」を労働と解釈しなければ意

味が通じないと考えていたのであるが、前掲『図説琉球語辞典』など言語学の成果からは、時間概念から労働の概念へという図式で説明されており、近世琉球において時間概念として使用されている言語が古琉球において労働という概念で使用されるということについて、説明する根拠を見いだせなかった。ところが、波照間永吉氏のご教示によれば、古謡クエーナのなかには、「スカマ」「シカマ」という労働を意味する表現があることということである。古琉球期から労働の意味で使用されていた可能性が高い。

- (44) 前掲『琉球王国の構造』、58～62頁。
 (45) 同前、149～150頁。
 (46) 同前、207～208頁。
 (47) 同前、162頁。
 (48) 同前、209頁。
 (49) 『那覇市史』資料編第1巻3〈冊封使関係資料、読み下し編〉（那覇市役所、昭和52年）、14頁。
 (50) 同前、22頁。
 (51) 同前、29頁。
 (52) 同前、38頁。
 (53) 同辞令書の全文は次のとおりである。なお、同辞令書は、『平良市史』第3巻（1981年、平良市役所）と『辞令書古文書調査報告書』（昭和54年、沖縄県教育委員会）に写真と翻刻文が収録されているが、以下は写真に基づき筆者が翻刻したものである。なお、助詞に相当する「ニ」「ハ」は従来カタカナで翻刻されているが、それぞれ、数字の「二」と「八」をもとにした変体仮名であると判断し、平仮名にした。

しよりの御み事

大みやこまきりのもとのしましりのしよりの大やかちのうちより
 一三かりやたに十三ましあかつちはる又さちはる又たまちやはる又いちへみちやはる又かにたてはるともに
 又百ぬきちはたけ六おほそたらま大はる又しろいはる又うしはる又なるかわはる又もいくほはる又□□はるともに
 一七人のすかまくちたわら又一年になかこはらのわくこな一人か三すかまつつ又し

よりの大やこかまきりのわくこな一人か一すかまつ、給候

このふんのいろ／＼のみかないは御よるしめされ候

これよりほかにしまくにの人のてまつかい又とりあわ物しめてゑりは御きんせい
にて候

一人しもちの大しよりの大やこにたまわり申候

しよりよりしもちの大しよりの大やこか方へまいる

万曆二十三年八月廿九日

高良倉吉氏は、同辞令書の内容について次のように要約している（『琉球王国の構造』、昭和63年、吉川弘文館、60頁）。

辞令書の大意は、元の島尻の首里大屋子所領の田畑から三カリヤ（十三マシ）の田と一〇〇ヌキ（六オホソ）の畑の所領を許すこと、また、七人のスカマグチを与えるとともにナカコハラ（地名か）のワクコナ衆（意味未詳）から一年に一人につき三スカマずつ、首里大屋子所轄の間切のワクコナ衆から一年に一人につき一スカマずつ夫遣を許すこと、以上の給与分に関し種々の貢租を免ずること、ただし、右に規程された以外に間切やシマの人民を使役したり雑税をとりたてるようなことがあってはならないこと、というものである。

- (54) 「すかまくちたわら」が労働力の徴発を認めたものであるのか、あるいは生産物の徴発をみとめたものあるのかという問題については、かつて拙稿「私論・人頭税を考える視点」（『地域と文化』第73号、1992年）でも検討したことがある。この時点では、労働力の徴発を認めた規定ではないか、と考えたが、明確な結論を下すまでにはいたらなかった。この考えは、現在でも変わらない。
- (55) 『沖縄県史料、首里王府仕置1』（1981年、沖縄教育委員会）、273頁。
- (56) 「御当国御高並諸上納里積記」（『那覇市史』資料編第1巻の2、那覇市役所、1970年、80頁）。
- (57) 前掲『平良市史』第3巻、78頁。
- (58) 『南島』第一輯（昭和51年、東京・八重山文化協会復刻版）、52頁。
- (59) 前掲『平良市史』第3巻、144頁。
- (60) 同前、159頁。
- (61) 『辞令書等古文書調査報告書』（沖縄県教育委員会、昭和52年）所収の万曆40年（1612）の「今帰仁間切の謝花掟職補任辞令書」は、「しより（志よ里）の（能）御み（ミ）

事」となっているが、天啓5年（1625）羽地間切の「屋嘉のろ職補任辞令書」は、「首里の（乃）御み（ミ）事」となっている（41、42頁）。高良倉吉氏は、古琉球辞令書の末尾に記される「しよりより———の方へまいる」に着目して今帰仁間切の謝花掟職補任辞令書を「過度期辞令書」の最初に位置づけている（『琉球王国の構造』、48～49頁）。しかし、表題部に着目すれば、過度期辞令書のなかでも、天啓5年以前の辞令書は、より古琉球的な体裁を残している。

筆者は、このスカマクチを労働力の徴発権を付与したものと考えているのであるが、しかし、単純には「スカマクチ」と「供夫」が労働力の徴発権を示しているとはいえない。なぜなら、家譜は18世紀後半に成立ものであり、文脈からみて「下地の大首里大屋子宛の辞令書」の「すかまくちたわら」を近世的に解釈して「スカマクチ」「供夫」と記したとも考えられるからである。

- (62) (63) 前掲『平良市史』第3巻、39～40頁。
- (64) 『金石文—歴史資料調査報告書V—』（昭和60年、沖縄県教育委員会）、237頁。
- (65) 『沖縄県歴史の道調査報告書II—国頭・中頭西海道（I）・弁ヶ嶽参詣道—』（1985年、沖縄県教育委員会）には、次のような記述がある（34頁）。

宮古井

字経塚下平良大名原の那覇市営大名団地の駐車場に現存し、水量も豊富で、現在字経塚四班の産井として尊崇し毎年旧暦十月一日に井拝みが行われている。伝承によれば尚真王時代、宮古の仲宗根豊見親（経塚では仲宗根トイマー王と呼んでいる）が首里—浦添—普天間までの道路工事を拝命したとき、その役夫たちがこの地に生活し堀ったのが宮古井である。なおこの工事中に死亡した者はこの井戸から三〇〇米位離れた宮古洞に埋葬した。

この伝承は、細部の真偽はともかく、王府による先島からの労働力の徴発を物語っていると思われる。

- (66) 『那覇市史』資料編第1巻8（那覇市企画部市史編集室、昭和58年）、314頁。
- (67) 『琉球神道記 弁連社袋中集』（昭和49年、角川書店）、143～144頁。
- (68) 多くの著作にそのように紹介されているが、その資料的根拠は、「栄河氏家譜正統」の次の記述によるとと思われる（地域研究シリーズ『宮古、下地町調査報告書(1)』、沖縄国際大学南島文化研究所、1990年、3頁）。
- 前略—為御称（褒カ）美下地之頭役為被仰付由御座候。然者、毎年為捧物女房い

ないし（下地親雲上真栄妻一引用者注）、あやさひ布織調奉献上由御座候。依之、為御賞賜万曆拾壹年癸未八月十二日、下地親雲上頂戴為仕由候処、于今令虫損候。尤、あやさひ、此時よ里仕始、于今弥御両国之壱番之御用布相調申候。

(69) 前掲『那覇市史』資料編第1巻の2、19頁。

(70) 「薩琉往復文書案」（『那覇市史』資料編第1巻の2）によれば、

1578年、太平布50端（19頁）

1584年、太平布50端（21頁）

1591年、太平布20端（23頁）

年代不詳（1598年頃か?）、太平布50端（26頁）

また、『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』（昭和58年、鹿児島県）には、1610年に太平布200疋、同200疋、同100疋の献上がある（277頁）。

(71) 先島を総称して「太平山」としている例は、「百浦添欄干之銘」（1522年）が初見である。その後、陳侃の「使琉球録」（1534年）、蕭崇業の「使琉球録」（1579年）、夏子陽の「使琉球録」（1606年）に先島を総称する言葉として登場する（前掲『那覇市史』資料編第1巻3、15頁、28頁、37頁）。古琉球には、先島を「太平山」と総称していたのであろう。

(72) 前掲『那覇市史』資料編第1巻3、28頁。

(73) 同前、37頁。

(74) 嘉手納宗徳『第1巻 李朝実録琉球史料(3)』、179頁。

(75) 同上、181頁。

(76) 同上、183頁。

(77) 『球陽』読み下し編、179頁。

(78) 「御当国御高並諸上納里積記」（『那覇市史』資料編第1巻の2、69頁）。

(79) 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』（1981年、沖縄教育委員会）、273～274頁。

(80) しかし他方で、「御物之物数請取庭帳仕立、百姓面々うけ取渡申事」という記述もあり、新たなシステムを創出していることも明らかである。「掟」は、古琉球の人頭税を石高制に照応させつつ、近世的に改編しようとした示達ではないだろうか。

(81) (82) 「御財制」（琉球大学図書館仲原善忠文庫蔵）。

(83) 前掲『平良市史』第3巻、53頁。

(84) 前掲『南島』第一輯、39頁。なお、同書のタイトルは「八重山島諸記帳」であるが、

『沖縄大百科事典』（沖縄タイムス社刊）には「八重山島旧記」と立項されている。これにしたがった。

- (85) 『太閤検地と石高制』（昭和58年、第19刷、日本放送協会）、213頁。
- (86) 「宮古島記事仕次」（前掲『平良市史』第三卷所収）には、古琉球初期の宮古における群雄の抗争が記されている。「宮古・八重山両島絵図帳」（1647年）には、古琉球期の間切と考えられる「平等間切」「下地間切」「おろか間切」「かりまた間切」と「ゑらふ島」「たらましま」の行政区分が記されている（前掲、所収）。この区分は、筆者が現在感覚的にとらえている宮古の文化圏と一致し、古琉球期から一つの文化圏、すなわち共同体を形成していた名残りではないか、と考えている。
- (87) 高良倉吉氏は先島への在番派遣の以前を間接統治とし、その後を直接統治している（「八重山派遣使者・在番年譜について」、『沖縄史料編集所紀要』第5号）。
- (88) 『石母田正著作集』第13巻（岩波書店、1989年、247～248頁）。また、石母田は、「マルクスのアジア的社会またはアジア的専制国家についての理論が、ジョーンズ（引用者注ーライオット地代という概念を作り上げた人物）のそれと、素材の点においても、理論的総括の点においても、相互に密接な関係をもっていた」（前掲書238～239頁）、「地代と租税との一致としてあらわれる特徴的な東洋の土地所有形態についてのマルクスの学説は、ライオット地代の範疇を媒介することによって、その歴史的・具体的意義を明確にすることができる」（前掲書、240頁）と述べている。安良城説の登場以後、「労働地代」「生産物地代」という概念を使って前近代琉球の租税制度は説明されるようになっているが（例えば前掲黒島為一「人頭税の起源と薩摩の侵攻」など）、安良城氏は、『資本論』の「もし、彼らに直接に土地所有者として相対すると同時に主権者として相対するものが、私的土地所有者ではなくて、アジアでのように国家であるならば、地代と租税は一致する」（『資本論』第3巻2大月書店、普及版資本論、1968年、1014頁）というテーゼに基づき、前近代琉球国家を「アジア的専制国家」と見なしていたため、「労働地代」「生産物地代」という概念を使って説明したと思われる。筆者は、「労働地代」「生産物地代」「ライオット地代」という概念を十分に理解しているとはいえないが、石母田の論文は、安良城説を発展させようとするとき、きわめて示唆に富む論文ではないかと考える。なお、同論文の存在については、豊見山和行氏のご教示をうけた。

- (89) 『平良市制40周年記念 宮古人頭税廃止85周年記念シンポジウム・資料展報告集』
(1988年、平良市外共同刊行)
- (90) 『律令国家支配構造の研究』(1993年、岩波書店)、164頁。なお、青木和夫『日本古代国家論攷』(1992年、岩波書店)や大町健『日本古代の国家と在地首長制』(1986年、校倉書房)からも大きな示唆を得た。